

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2025 年 9 月 30 日

奥多摩工業株式会社

成友興業株式会社

2025 年 9 月 30 日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都立川市曙町一丁目 18 番 2 号
奥多摩工業株式会社
代表取締役社長 山下 一夫

東京都あきる野市草花 1141 番地 1
成友興業株式会社
代表取締役社長 細沼 順人

奥多摩工業株式会社（以下「分割会社」といいます。）と成友興業株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 5 月 7 日付で吸収分割契約書（その後の変更を含みます。）を締結し、効力発生日を 2025 年 9 月 30 日として、分割会社の事業の一部を承継会社が承継する吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。本分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項は、以下のとおりです。

なお、本分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割となり、承継会社において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割となります。

1. 本分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 9 月 30 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 について

本分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条について

本分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条について

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

(4) 会社法第 789 条について

分割会社において、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 6 月 17 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述をした債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 について

本分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条について

本分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条について

承継会社においては、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 6 月 17 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述をした債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、効力発生日をもって、分割会社より本分割に係る吸収分割契約書に記載された、資産、負債及びその他の権利義務を当該契約書に従い承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 9 月 30 日

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上